別添１

子発 0927 第 6 号
令和元年９月 27 日

都道府県知事
各　指定都市市長　殿
中 核 市 市 長

厚生労働省子ども家庭局長
（　公　印　省　略　）

児童福祉法施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の公布について

本日、別添のとおり児童福祉法施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第 51 号。以下「改正省令」という。）が公布されたところであるが、改正の趣旨及び内容、留意事項等は下記のとおりであるので、各位におかれては、御了知の上、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に周知を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

また、本通知は、文部科学省初等中等教育局幼児教育課と協議済みである。

記

第一　改正の趣旨及び内容

１　幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置する認可外保育施設の届出対象化

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 59 条の２第１項において、法第６条の３第９項から第 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第１項に規定する業務を目的とする施設であって、認可を受けていないものの設置者は、その事業の開始の日から１月以内に都道府県知事（指定都市及び中核市の長を含む。以下同じ。）に届出を行うこととされているが、少数の乳児

又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものは届出の対象外とされている。

当該厚生労働省令で定める施設は、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）第 49 条の２において規定されている。

幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置する認可外保育施設（以下「幼稚園併設施設」という。）については、現行、当該施設における活動が幼稚園における子育て支援活動等と区別がつかないことや、幼稚園所管部局（幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設にあっては、認定こども園所管部局を含む。以下同じ。）による指導監督が行われることから、認可外保育施設の届出対象外施設として、規則第 49 条の２第３号に規定されている。しかし、近年、幼稚園併設施設において、幼稚園における子育て支援活動等とは区別された形で乳幼児が保育されている実態があり、認可外保育施設としての指導監督を行う必要があることに鑑み、これを届出の対象とすることとする。

ついては、次の点に留意の上、適切に対応されたい。

（１）認可外保育施設の届出の対象となる幼稚園併設施設

認可外保育施設の届出の対象となる幼稚園併設施設は、具体的には、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など在園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものを想定していること。

（２）幼稚園型認定こども園等との関係

幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設や、幼稚園における子育て支援活動等と区別がつかない活動（例：幼稚園の在園児と同じ部屋で預かりを実施しているもの等）については、当該保育機能施設の業務が当該幼稚園における教育活動や子育て支援活動と必ずしも明確に区別することはできないことや、幼稚園所管部局による当該幼稚園を設置する者に対しての指導が行われること等から、これまでどおり、認可外保育施設としての届出は不要であること。

（３）幼稚園が法第６条の３第７項に基づく一時預かり事業を実施している場合

幼稚園が法第６条の３第７項に基づく一時預かり事業を実施している場合については、従来どおり、法等に則り適正に実施されることが求められるため、一時預かり事業としての届出が必要となること。

（４）幼稚園所管部局との連携

（１）に示した、認可外保育施設の届出の対象となる幼稚園併設施設の指導監督は、法等に則り適正に実施されることが求められるが、従来幼稚園所管部局が当該幼稚園に対する指導の一環として行うこととしていた経緯に鑑み、幼稚園所管部局と情報交換を行う等の連携を図ること。

２　認可外の居宅訪問型保育事業者及び認可外の家庭的保育事業者に対する研修の受講状況の掲示の義務付け

法第59条の２の２の規定及び規則第49条の５の規定により、認可外保育施設の設置者は、サービスの内容や利用料等について掲示することが義務付けられている。

今般､利用者による事業者の選択及び事業者の質の確保･向上に資するため、認可外の居宅訪問型保育事業者及び認可外の家庭的保育事業者については、規則第49条の５に規定する掲示事項に、研修の受講状況を加えることとする。

３　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正

法第59条の２の４第１項に規定する契約書面の交付について、施設は利用者に対し、書面を交付しなければならないこととされているが、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）を改正し、当該交付の相手方の承諾を得て、書面の交付に代えて電磁的方法であって当該省令第11条第１項で定めるものにより当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付を行うことができることとする。

第二　施行期日及び経過措置

改正省令は、令和元年９月 27 日から施行する。

今回の改正によって新たに届出の対象となる幼稚園併設施設について、既に設置している施設については、本年 10 月 31 日までに届出を行うこととしている。

また、都道府県（指定都市及び中核市を含む。）の条例等に基づき、既に法第 59 条の２第１項各号に掲げる事項に相当する事項を都道府県知事に届け出ている施設の設置者は、届出を行ったものとみなされることとしており、改めての届出は不要である。

第三　留意事項

１　新たに届出の対象となる幼稚園併設施設の利用料に係る消費税の取扱いについて

改正省令により新たに届出の対象となる幼稚園併設施設については、届出をした場合、消費税法施行令第 14 条の３第１号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成 17 年厚生労働省告示第 128 号。以下「消費税告示」という。）で規定する「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の２第１項の規定による届出が行われた施設」に該当し、1 日に保育する乳幼児の数が６人以上の施設であって、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた場合には、当該施設の利用料に係る消費税は非課税となるので、適切な取扱いに遺漏なきを期されたい。

なお、幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設については、これまでも消費税告示において、「児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 49 条の２第３号に規定する施設であって、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第３条第３項の規定による認定を受けているもの又は同条第 11 項の規定による公示がされているもの（同条第１項の条例で定める要件に適合していると認められるものを除く）」とされ、利用料に係る消費税は非課税とされており、取扱いに変更がないことを申し添える。

２　公立の認可外保育施設について

公立の認可外保育施設については、「児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉法施行令の一部を改正する政令等の施行について」（平成 14 年 7 月 12 日付け雇用均等・児童家庭局長通知　雇児発 0712004 号）のＩの１（７）において、届出の対象外と示してきたところである。しかし、行政がその事業内容を一律に把握することを可能とするため、これを届出の対象とすることとし、同通知の当該箇所については、これをもって廃止とする。

なお、公立の認可外保育施設については、届出をした場合、消費税告示で規定する「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の２第１項の規定による届出が行われた施設」に該当し、１日に保育する乳幼児の数が６人以上の施設であって、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた場合には、当該施設の利用料に係る消費税は非課税となるので、適切な取扱いに遺漏なきを期されたい。

３　一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の取扱い

これまでも一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（以下「一時預かり事業等」という。）を行う施設においては、一時預かり事業等の対象となる乳幼児のみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるものは届出の

対象外としてきたところである。今般、規則の規定の整理を行ったものの、これらについては、一時預かり事業等に係る届出を行っているなど、他の制度により指導監督が行われることから、引き続き届出の対象外である。次の点に留意の上、適切に対応されたい。

（１）認可外保育施設が保育する乳幼児の数については、一時預かり事業等の対象となる乳幼児以外に保育等の提供を受ける乳幼児の存否を確認すること。

（２）その旨が約款やパンフレット等の書面により確認できない場合には届出が必要であり、実態として一時預かり事業等の対象となる乳幼児以外の乳幼児が保育されている場合は言うまでもなく届出対象であるとしており、この取扱いには変更がないこと。

以上

府令・省令

○内閣府令・総務省令・文部科学省令第五号

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）の施行に伴い、及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
総務大臣　高市　早苗
文部科学大臣　萩生田光一

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
附　則 （電子資格確認に係る個人番号カードの交付の申請の支援） **第十二条の二**　組合は、当分の間、法第五十七条第一項に規定する電子資格確認に係る組合員及びその被扶養者の個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の交付の申請（番号利用法第十七条第一項に規定する申請をいう。）が円滑に行われるよう、必要な支援を組合員に対し、及び直接に又は組合員を通じてその被扶養者に対し、行うことができる。	**附　則** ［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　組合は、この命令の施行の日前においても、組合員及びその被扶養者が改正法附則第九条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第五十七条第一項に規定する電子資格確認により、組合員又はその被扶養者であることの確認を受けることができるよう、組合員及びその被扶養者が市町村長（特別区の区長を含む。）に対して行う個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の交付の申請（同法第十七条第一項に規定する申請をいう。）に必要な支援を組合員に対し、及び直接に又は組合員を通じてその被扶養者に対し、行うことができる。

省令

○厚生労働省令第五十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の二第一項及び第五十九条の二の二第三号並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第六条第一項の規定に基づき、児童福祉法施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月二十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

児童福祉法施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第四十九条の二　法第五十九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する施設（子ども・子育て支援法第五十九条の二に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）とする。 一　次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの イ～ハ　（略） （削る） 二　（略） 三　認定こども園法第三条第三項に規定する連携施設を構成する保育機能施設 **第四十九条の三**　法第五十九条の二第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～六　（略）	**第四十九条の二**　法第五十九条の二第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する施設（子ども・子育て支援法第五十九条の二に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）とする。 一　次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの イ～ハ　（略） ニ　一時預かり事業を行う施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児 ホ　病児保育事業を行う施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児 二　（略） 三　幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設 **第四十九条の三**　法第五十九条の二第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一～六　（略）

七　法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設の設置者又は一日に保育する乳幼児の数が五人以下である施設（前条各号に掲げるものを除く。第四十九条の五第七号及び第四十九条の七第十一号において同じ。）の設置者にあつては、当該設置者及び職員に対する研修の受講状況

八～十　（略）

第四十九条の五　法第五十九条の二の二第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～六　（略）

七　法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設の設置者又は一日に保育する乳幼児の数が五人以下である施設の設置者にあつては、当該設置者及び職員に対する研修の受講状況

八～十二　（略）

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第二条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第四（第十条及び第十一条関係） 表一 （略） 船員保険法（略） 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の二の四の規定による書面の交付 （略） 表二　（略）	**別表第四**（第十条及び第十一条関係） 表一 （略） 船員保険法（略） （新設） （略） 表二　（略）

七　法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設の設置者又は一日に保育する乳幼児の数が五人以下である施設（前条各号に掲げるものを除く。第四十九条の七第十一号において同じ。）の設置者にあつては、当該設置者及び職員に対する研修の受講状況

八～十　（略）

第四十九条の五　法第五十九条の二の二第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～六　（新設）

七～十一　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の第四十九条の二第三号に掲げる施設（この省令による改正後の第四十九条の二第三号に掲げる施設を除く。次項において同じ。）の設置をしている者に対する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の二第一項の規定の適用については、同項中「その事業の開始の日（第五十八条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日）から一月以内に」とあるのは、「令和元年十月三十一日までに」とする。

3　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の第四十九条の二第三号に掲げる施設の設置をしている者が児童福祉法第五十九条の二第一項各号に掲げる事項に相当する事項について、この省令の施行前に、都道府県知事に届け出ているときは、当該届出は、前項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により行われたものとみなす。

告　示

○金融庁告示第十八号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十三条第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和元年九月二十七日

金融庁長官　遠藤　俊英

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（登録金融機関） **第二条**　金融商品取引法施行令第四十三条第二項の金融庁長官の指定する登録金融機関は、次に掲げる者とする。 ［一～十五　略］ 十六　ＧＭＯあおぞらネット銀行株式会社 十七～四十三　［略］	（登録金融機関） **第二条**　［同上］ ［一～十五　同上］ ［号を加える。］ 十六～四十二　［同上］

備考　表中の「［　］」の記載は注記である。

○総務省告示第百七十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和元年九月二十七日

総務大臣　高市　早苗

一　名　称　令和元年度統合展開・行動訓練（中東アフリカ地域）実施部隊

二　国外派遣期間　令和元年九月二十九日から令和元年十月六日まで

三　派遣人数（概数）　二十人程度

四　派遣地域　ジブチ、ヨルダン、マダガスカル、ベトナム、モルディブ及びマレーシア

○総務省告示第百七十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和元年九月二十七日

総務大臣　高市　早苗